

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令案概要

1 改正の目的等

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された土壌等の除染等の業務及び廃棄物等の収集等の業務（以下「除染等業務」という。）に従事する労働者の放射線障害防止については、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染電離則」という。）を平成 23 年 12 月 22 日に公布し、平成 24 年 1 月 1 日より施行している。

今般、避難区域の線引きの変更に伴い、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第 25 条第 1 項に規定する除染特別地域又は同法第 32 条第 1 項に規定する汚染状況重点調査地域において、除染等業務以外の生活基盤の復旧、製造業等の事業、病院・福祉施設等の事業、営農・営林、廃棄物の中間処理、保守修繕、運送業務等が順次開始される見込みとなっており、これら業務に従事する労働者の放射線障害防止対策が必要となっている。

この点に関し、現行の除染電離則の適用を受ける事業者は、除染特別地域等において、「除染等業務を行う事業の事業者」と定められており、それ以外の復旧・復興作業を行う事業者は、除染電離則の適用がない。

このため、これら復旧・復興作業の作業形態に応じ、適切に労働者の放射線による健康障害を防止するための措置を規定するため、除染電離則の一部を改正することとするものである。

2 改正省令案の概要

除染電離則で定める除染等業務に特定汚染土壌等取扱業務を追加して除染等業務の範囲を広げ、また、特定線量下業務を除染電離則の規定の対象に追加し、この 2 つの業務を行う事業の事業者に関して、（1）から（8）までの事項を定める。

（1）基本原則及び定義

ア 除染特別地域等において労働者が受ける電離放射線をできるだけ少なくするよう努めなければならないこと。

イ 「除染特別地域等」とは、放射性物質汚染対処特措法第 25 条第 1 項に規定する除染特別地域又は同法第 32 条第 1 項に規定する汚染状況重点調査地域をいうこと。

ウ 「特定汚染土壌等」とは、汚染土壌等であって、当該土壌に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の値が 1 万 Bq/kg を超えるものをいうこと。

エ 「特定汚染土壌等取扱業務」とは、除染特別地域等内においてウの特定汚染土壌等を取り扱う業務（土壌等の除染等の業務及び廃棄物収集等業務を除く。）

をいうこと。

オ 「特定汚染土壌等取扱業務従事者」とは、エの業務に従事する労働者をいうこと。

カ 「除染等業務」とは、土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務及び特定汚染土壌等取扱業務をいうこと。

キ 「特定線量下業務」とは、除染特別地域等内のうち、平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所において行う全ての業務（除染等業務を除く。）をいうこと。

ただし、自動車運転作業及びそれに付帯する荷役作業等については、①荷の搬出又は搬入先（生活基盤の復旧作業に付随するものを除く。）が平均空間線量率 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所にあり、 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所に1月あたり40時間以上滞在することが見込まれる作業に従事する場合、又は② $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所における生活基盤の復旧作業に付随する荷の運搬の作業（作業の性質上、空間線量率が非常に高い場所で作業に従事することが見込まれる）に従事する場合に限り、特定線量下業務に該当するものとする。

ク 「特定線量下業務従事者」とは、キの業務に従事する労働者をいうこと。

(2) 線量の限度及び測定

ア 特定汚染土壌等取扱業務従事者又は特定線量下業務従事者の受ける線量（原子力施設等における放射線業務、除染等業務によって受ける線量を合算したものを含む。）が5年間で 100mSv 、かつ、1年間で 50mSv を超えないようにしなければならないこと。ただし、女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）の特定汚染土壌等取扱業務従事者及び特定線量下業務従事者は、3か月間で 5mSv を超えないようにしなければならないこと。

なお、妊娠と診断された女性の特定汚染土壌等取扱業務従事者及び特定線量下業務従事者は、妊娠と診断されたときから出産までの間につき、内部被ばくによる実効線量については 1mSv 、腹部表面に受ける等価線量については 2mSv を超えないようにしなければならないこと。

イ 除染特別地域等内で特定汚染土壌等取扱業務又は特定線量下業務により特定汚染土壌等取扱業務従事者又は特定線量下業務従事者が受ける被ばくによる線量を測定、記録し、30年間保存（5年間保存した後厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すとき又は労働者が離職した場合で当該労働者の記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときはこの限りでない。）するとともに、当該特定汚染土壌等取扱業務従事者又は特定線量下業務従事者に遅滞なく当該線量を知らせなければならないこと。

ウ 平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所で作業する特定汚染土壌等取扱業務従事者又は特定線量下業務従事者の外部被ばく測定は、放射線測定器により行わなければならないこと。

その場合、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性は胸部に、その他の女性は腹部に放射線測定器を装着しなければならないこと。

平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下の場所における特定汚染土壌等取扱業務による外部被ばくの線量の測定については、生活基盤の復旧作業等作業の性質上

平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所での作業が見込まれる特定汚染土壌等取扱業務従事者についてのみ行うものとし、その測定は、厚生労働大臣が別途定める方法により行うことができること。

エ 平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所において作業を行う特定汚染土壌等取扱業務従事者のうち、事故由来放射性物質により 50万 Bq/kg 超に汚染された特定汚染土壌等（以下「高濃度特定汚染土壌等」という。）を取り扱う作業であって、粉じん濃度が 10mg/m^3 を超えるものに従事する者は、3 か月以内（妊娠中の女性は1 か月以内）に1 回の内部被ばくの線量の測定を行わなければならないこと。

高濃度特定汚染土壌等を取り扱う作業であって粉じん濃度が 10mg/m^3 以下のもの又は高濃度特定汚染土壌等以外の特定汚染土壌等を取り扱う作業であって粉じん濃度が 10mg/m^3 を超えるものに従事する特定汚染土壌等取扱業務従事者は、厚生労働大臣が定める方法により内部被ばくの検査を行うものとする。

(3) 特定汚染土壌等取扱業務又は特定線量下業務の実施に関する措置

ア 特定汚染土壌等取扱業務を行う場所については①から③までを、特定線量下業務を行う場所については②を、当該作業開始前及び当該作業を行っている間2 週につき1 度、調査し、記録しなければならないこと。

①作業場の状況

②平均空間線量率

③特定汚染土壌等のセシウム 134 とセシウム 137 の放射能濃度

イ 平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所において特定汚染土壌等取扱業務を行うときは、作業前に作業方法、線量測定方法、被ばく低減措置等について作業計画を策定し、関係事業者に周知しなければならないこと。

ウ 平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所において特定汚染土壌等取扱業務を行うときは、作業指揮者を定め、その者にイの作業計画に基づく指揮等を行なわせなければならないこと。

エ 平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所において特定汚染土壌等取扱業務を行う元方事業者は、作業前に所轄労働基準監督署長に作業届を提出しなければならないこと。

オ 特定汚染土壌取扱業務従事者又は特定線量下業務従事者が被ばく限度を超えて被ばくした場合などは、速やかに医師の診察等を受けさせるとともに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこと。

(4) 汚染の防止

ア 特定汚染土壌等の収集等をするときは、原則として、一定の基準を満たした容器に入れ、必要な表示等を行わなければならないこと。

イ 特定汚染土壌等取扱業務従事者が作業場から退出するときは身体及び装具について汚染状態を検査し、一定基準以上汚染されている場合は洗身等を行わなければならないこと。また、一定基準以上汚染されている物品は原則として、作業場から持ち出してはならないこと。

ウ 特定汚染土壌等取扱業務従事者が(2)のエの作業を行う際には、保護具を使用させなければならないこと。

エ 保護具が汚染されている場合、一定基準以下まで汚染を除去しなければ特定汚染土壌等取扱業務従事者に使用させてはならないこと。

オ 特定汚染土壌等取扱業務を行うときは、事故由来放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を、あらかじめ労働者に明示しなければならないこと。

(5) 特別の教育

ア 特定汚染土壌等取扱業務従事者に対し、

- ①電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
- ②作業方法に関する知識
- ③特定汚染土壌等取扱作業に使用する機械等の概要に関する知識
- ④関係法令
- ⑤除染等作業の方法について特別の教育を実施しなければならないこと。

イ 特定線量下業務従事者に対し、

- ①電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
 - ②放射線測定の方法等に関する知識
 - ③関係法令
- について特別の教育を実施しなければならないこと。

(6) 健康診断

ア 平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場所において作業を行う特定汚染土壌等取扱業務従事者に対し、雇入れ又は配置換えの際及びその後6か月に1回定期的に被ばく歴の有無等の除染等電離放射線健康診断（以下「健康診断」という。）を実施しなければならないこと。ただし、定期に行う健康診断について医師が不要と認めるときは検査項目を省略できること。

イ 健康診断の結果に基づき健康診断個人票を作成し、30年間保存しなければならないこと。ただし、5年間保存した後、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すとき又は労働者が離職した場合で当該労働者の記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときはこの限りでないこと。

ウ 健康診断の結果について医師の意見を聴き、健康診断個人票に当該意見を記載しなければならないこと。

エ 健康診断の結果を労働者に対し、遅滞なく、通知するとともに、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこと。

オ 健康診断の結果、放射線障害が生じている、又はそのおそれがある等の労働者について、当該障害又はおそれ等がなくなるまで、就業する業務の転換等健康の保持に必要な措置を講じなければならないこと。

(7) 雑則

ア 事業者は原則として、(2)から(4)までに定める義務の遂行のために必要な放射線測定器を備えなければならないこと。

イ (2)のイの記録を作成し、保存する事業者及び(6)のイの健康診断個人票を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、線量測定結果の記録及び健康診断個人票を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

ウ (2) のイの記録を作成し、保存する事業者及び(6) のイの健康診断個人票を作成し、保存する事業者は、特定汚染土壌等取扱業務従事者又は特定線量下業務従事者が離職するとき又は事業を廃止しようとするときは、当該者の線量測定結果の記録及び健康診断個人票の写しを当該者に交付しなければならないこと。

エ 特定汚染土壌等取扱業務従事者又は特定線量下業務従事者が原子力施設等における放射線業務等で受ける又は受けた線量については、特定汚染土壌等取扱業務又は特定線量下業務で受けた線量とみなすこと。

オ 除染等作業、特定汚染土壌等取扱作業及び特定線量下作業により受ける線量は、これを通算して線量の管理を行うものとする。

(8) その他

ア 特別の教育を必要とする業務に、特定汚染土壌等取扱業務及び特定線量下業務を追加すること。

イ 電離放射線障害防止規則が適用される放射線業務から除染電離則に規定する特定汚染土壌等取扱業務及び特定線量下業務を除くこと。

ウ 東京電力福島第一原子力発電所において、原子炉施設並びに蒸気タービンの附属設備又はその周辺を除き、所内で行われる特定汚染土壌等取扱業務及び特定線量下業務については除染電離則の規定を適用すること。

3 スケジュール

公布：平成 24 年 6 月中旬（予定）

施行：平成 24 年 7 月上旬（予定）